

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び松江市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び島根県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、松江市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

3 松江市地域防災計画等との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づく武力攻撃事態等における特有の事項について定めるものであり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく台風や地震などの自然災害等における対処等について定めた松江市地域防災計画とは別の法体系によるものである。

しかしながら、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等これらへの対処については類似性が考えられるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じ松江市地域防災計画等の関連規定を準用するなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、松江市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

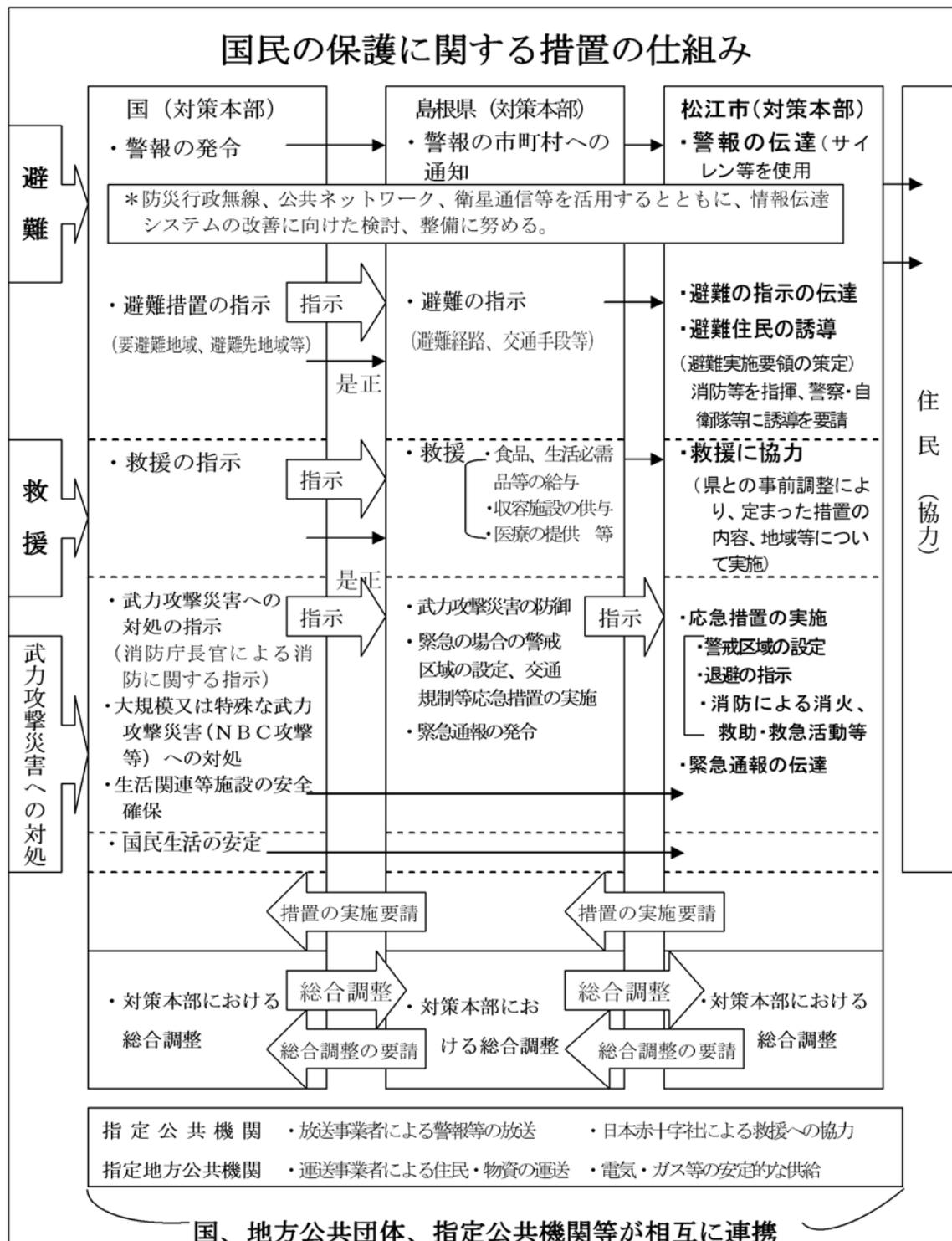
市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
また、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由に配慮する。
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。
- (9) 原子力発電所の立地に伴う国民保護措置の実施に係る特別な配慮
島根原子力発電所について、武力攻撃事態等においてもその安全確保は重要課題である。甚大な被害が想定される武力攻撃原子力災害発生時における住民への避難指示の伝達や避難誘導等の国民保護措置の実施はもとより、平素から関係機関と連携を図るなど、備えや予防についても特別に配慮する。
- (10) 観光客に対する安全の確保
市は、国際文化観光都市として、年間約800万人の観光客が訪れることに鑑み、観光客の安全の確保に十分配慮する。
- (11) 外国人への国民保護措置の適用
日本に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置を適用することとし、この計画の対象とする。
- (12) 島根半島を有する日本海沿岸部の特性に基づく危険性への配慮
市は、日本海に面し複雑な出入りのあるリアス式海岸で成り立っている長い海岸線を有しており、特に沿岸部における武力攻撃事態時の危険性に留意する。
- (13) 隠岐諸島の避難住民の受入れに関する対応
市は、国民保護措置の実施に当たり、隠岐諸島の多数の住民が船舶等により避難する事態も考慮し、その受入れのための体制整備に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図のとおりである。



国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

[市]

機関の名称	事務又は業務の大綱
松江市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

[県]

機関の名称	事務又は業務の大綱
島根県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

[指定地方行政機関]

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
広島防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (松江財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (境税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
島根労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
中国四国農政局 (島根農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国地方整備局 (出雲河川事務所) (斐伊川・神戸川総合開発 工事事務所) (松江国道事務所) (境港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復 旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中国運輸局 (島根運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京・福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台 (松江地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部 (境海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他 の武力攻撃災害への対処に関する措置

[指定公共機関及び指定地方公共機関]

機関の名称	事務又は業務の大綱
[災害研究機関]	1 武力攻撃災害に関する指導、助言
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
[運送事業者]	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給
[水道事業者] [水道用水供給事業者] [工業用水道事業者]	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
[一般信書便事業者]	1 信書便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
[河川管理施設、道路、港湾、空港管理者]	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

○関係機関の連絡先

[指定地方行政機関]

名 称	担当部署	所在地	備 考
中国管区警察局	広域調整部 災害対策官	広島市中区上八丁堀 6-30	
広島防衛施設局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀 6-30	
中国総合通信局	総務部総務課	広島市中区東広島 19-36	
中国財務局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀 6-30	
松江財務事務所	総務課	松江市向島 134-10 松江地方合同庁舎内	
神戸税関	総務部総務課 総務第1係	神戸市中央区新港町 12-1	
境税関支署	総務課	境港市昭和町 9番地 境港港湾合同庁舎内	
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀 6-30	
島根労働局	総務部総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F	
中国四国農政局	企画調整室	岡山市下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎	
島根農政事務所	総務課	松江市東朝日町 192	
近畿中国森林管理局	企画調整室	大阪市北区天満橋 1-8-75	
島根森林管理署	総務課	松江市内中原町 207	
中国経済産業局	総務企画部 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30	
中国四国産業 保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30	
島根原子力保安 検査官事務所		松江市内中原町 52 島根原子力防災センター	
中国地方整備局	企画部防災課	広島市中区上八丁堀 6-30	
出雲河川事務所		出雲市塩治有原町 5-1	
松江国道事務所		松江市西津田 2-6-28	
境港湾・空港整備 事務所		境港市昭和 9	

名 称	担当部署	所在地	備 考
中国運輸局	交通環境部 環境・安全防災課	広島市中区上八丁堀 6-30	
島根運輸支局		松江市馬潟町 43-3	
大阪航空局	総務部 航空保安対策課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎内	
美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町 2064	
東京航空交通管 制部	総務課	所沢市並木 1-12	
福岡航空交通管 制部	総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜 1302-17	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎内	
松江地方气象台	防災業務課	松江市西津田 7-1-11	
第八管区海上 保安本部	総務部総務課	舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎	
境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町 9-1	

[自衛隊]

名 称	担当部署	所在地	備 考
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	
陸上自衛隊 出雲駐屯部隊	第13偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	第3幕僚室	舞鶴市字余部下 1149	
航空自衛隊 第3輸送航空隊	防衛部	境港市小篠津町 2256	
自衛隊島根地方 協力本部	総務課	松江市学園町 1丁目 1-4	

[県の機関]

名 称	担当部署	所在地	備 考
島根県	総務部 消防防災課	松江市殿町1番地	
島根県警察本部	警備部 警備第2課	松江市殿町八番地1	
島根県 松江警察署	警備課	松江市袖師町五番10号	
東部県民センター	管理グループ	松江市東津田町1741-1	

[指定公共機関]

名 称	担当部署	所在地	備 考
日本放送協会	報道局気象・災害 センター	渋谷区神南2-2-1	
	松江放送局 放送部(報道)	松江市灘町1-21	
西日本旅客鉄道 (株)	経営企画本部 経営企画グループ	大阪市北区芝田2-4-24	
	米子支社総務 企画室総務	米子市弥生町2	
中国シ ^ン エイアルハ ^ス (株)	総務部総務 企画課	広島市南区松原町1-6	
西日本シ ^ン エイアルハ ^ス (株)	総務部総務 グループ	大阪市此花区北港1-3-23	
日本通運(株)	作業管理部広域 自動車輸送専任	港区東新橋1-9-4	
	松江支店総務課	松江市平成町182-9	
佐川急便(株)	労務運行管理部	京都市南区上鳥羽角田町68	
	中国支社松江 営業所	松江市平成町182-41	
西濃運輸(株)	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町1	
	松江支店	八束郡東出雲町出雲郷丁ヶ坪 1637-1	

名 称	担当部署	所在地	備 考
福山通運(株)	社長室CSR推進室	江東区越中島3-6-15	
		松江市東津田町1247	
ヤマト運輸(株)	社会貢献部	中央区銀座2-16-10	
	津山主管支店 社会貢献課	岡山県苫田郡鏡野町古 1072-5	
西日本電信電話 (株)	ネットワークオペ レーション部 災害対策室	大阪府中央区馬場町3-15	
	島根支店設備部	松江市東朝日町102	
(株) エヌ・ティ・ティ・ ドコモ中国	災害対策室	広島市西区商工センター2-6-2	
	島根支店	松江市東朝日町88-1	
KDDI (株)	運用本部運用管理 部統括グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	
	中国総支社 管理部	広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル7F	
ソフトバンク テレコム(株)	総務部	港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	
ソフトバンク モバイル (株)	総務部コーポレートセキ ュリティ室	港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー	
中国電力 (株)	松江営業所 総務課	松江市東朝日町5番地1	
日本郵政公社	本社CSR室	千代田区霞が関1-3-2	
	松江中央郵便局 総務課	松江市東朝日町138	
独立行政法人国 立病院機構	本部総務部 総務課	目黒区東が丘 2-5-21	
	中国四国ブロッ ク事務所総務経 理課	東広島市西条町寺家513	
西日本高速道路 (株)	管理事業本部管理 事業統括チーム	大阪府北区堂島1-6-20 堂島アバンザ	
	中国支社管理事 業部管理事業統 括チーム	広島市中区鉄砲町7-18	

名 称	担当部署	所在地	備 考
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	港区芝大門 1 - 1 - 3	
	島根県支部 業務推進課	松江市内中原 4 0	
日本銀行	決済機構局業務 継続計画担当	中央区日本橋本石町 2 - 1 - 1	
	松江支店総務課	松江市母衣町 5 5 - 3	

[指定地方公共機関]

名 称	担当部署	所在地	備 考
(株)山陰放送		米子市西福原 1 - 1 - 7 1	
山陰中央テレビ ジョン放送 (株)		松江市西川津町 7 2 1	
日本海テレビ ジョン放送 (株)		松江市袖師町 2 - 3 8	
山陰ケーブルビ ジョン (株)		松江市学園 1 - 2 - 2 7	
(株)エフエム山 陰		松江市殿町 3 8 3	
隠岐汽船 (株)	海務課	隠岐郡隠岐の島町中町	
一畑電車 (株)		出雲市平田町 2 2 2 6	
一畑バス(株)		松江市西川津町 1 6 5 1 - 1	
松江一畑交通 (株)		松江市上東川津町 1 2 3 8	
(社)島根県エル ピーガス協会 松江支部		松江市浜乃木 6 丁目 1 0 番 1 号	
島根県医師会		松江市袖師町 1 - 3 1	
島根県看護協会		松江市袖師町 7 - 1 1	

第4章 市の地理的、社会的特徴

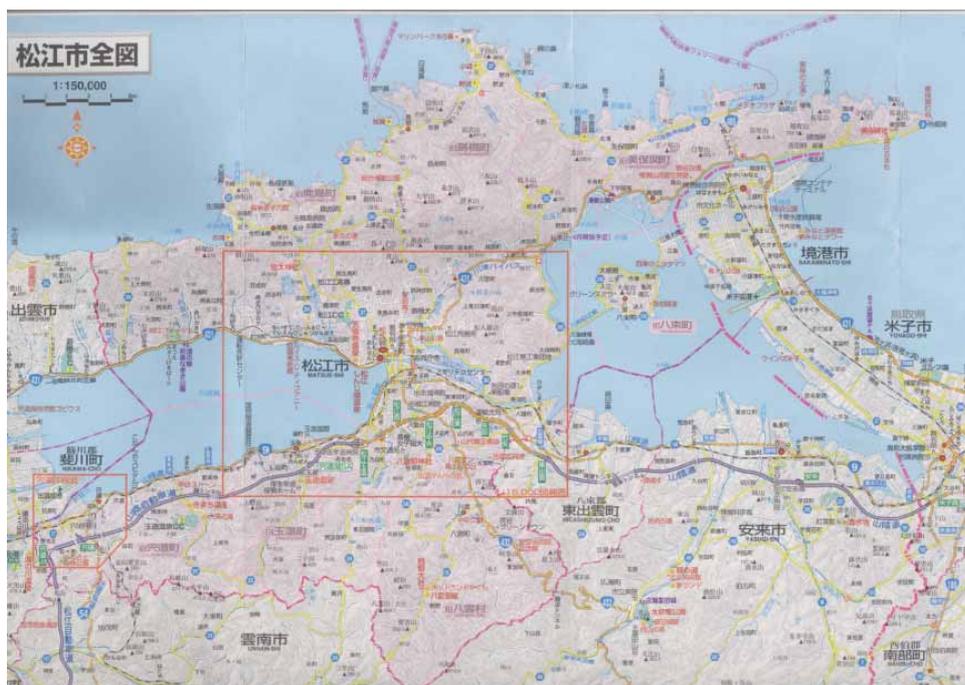
(1) 地形

松江市は、島根県の東部に位置し、東は中海をはさみ鳥取県の境港市・米子市、西は出雲市・斐川町、南は雲南市・安来市・東出雲町、北は日本海に面し、宍道湖から中海に至る大橋川兩岸に広がる沖積平野と外縁部の山地・丘陵及び島根半島の海岸地帯からなる。

市の北部には標高 500m級の急峻な北山山地がそびえ、その稜線は東西方向へと延び、島根半島を形成している。島根半島の日本海沿岸部は複雑な出入りのあるリアス式海岸で、大平山（502.8m）、枕木山（453.0m）、高尾山（328.4m）など山の多い地形となっており、これらの山地から流れ下る急勾配で短い河川が注ぎ込む日本海・中海の湾に狭隘な平地が形成され、主な漁港・集落が点在している。市の南部は、隣接する雲南市、安来市との境界付近に八重山（407.0m）、二子山（420.0m）、八雲山（424.1m）、天狗山（610.4m）等標高 400m以上の山がそびえ、これらの山地から、意宇川、忌部川、来待川等の河川が宍道湖又は中海に注ぎ込み、平地を形成している。

また、中海には大根島、江島の2島が位置し、橋と堤防道路で本市の市街地と隣県の境港市に結ばれている。

[松江市地形図]



(2) 気候

市の気候は、冬期多雨雪の北陸型と夏多雨の北九州型の間中型を示しており、寒候期では日本海を吹走してくる季節風の地域的影響が大きい。

日平均気温が年間で最も低くなる時期は、1月下旬から2月上旬で、最も高くなる時期は、7月下旬から8月中旬となっている。また、年平均気温は14.6℃で、年降水量の平均値は、1799.4mmとなっている。また、6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には年降水量の約三分の一が降り、特に梅雨末期には度々集中豪雨の被害を受けている。

冬には西寄りの強い季節風が吹き、また、台風や春一番、5月の発達した低気圧（メイストーム）の通過時にも強い風が吹く。

日照時間は、年平均で1729.6時間であり、西日本の中では少ない方である。これは冬の日照が特に少ないことによるが、冬を除けば瀬戸内地方と同じくらいの日照時間がある。

積雪の深さ最大については、年24cmとそれほど多くはないが、かなりの積雪を記録する年もある。

気候表（松江地方気象台：1971～2000年の平均値）

月	気温（℃）			相対湿度 （%）	日照時間 （h）	降水量 （mm）	積雪の深さ最大 （cm）
	最高	最低	平均				
1	7.9	1.0	4.2	75	69.4	141.2	13
2	8.4	0.8	4.3	74	82.6	135.0	17
3	12.2	2.9	7.3	73	136.4	128.0	5
4	18.2	7.8	12.7	72	183.2	114.5	0
5	22.5	12.6	17.3	73	211.8	122.4	—
6	25.5	17.5	21.1	80	160.1	198.3	—
7	29.3	22.1	25.2	82	180.1	240.5	—
8	30.8	22.9	26.3	79	202.5	144.4	—
9	26.4	18.6	22.1	80	147.4	202.2	—
10	21.3	12.3	16.4	78	157.8	118.0	—
11	15.9	7.2	11.3	77	110.8	133.0	0
12	11.0	3.0	6.7	76	87.5	128.4	8
年	19.1	10.7	14.6	77	1729.8	1799.4	24

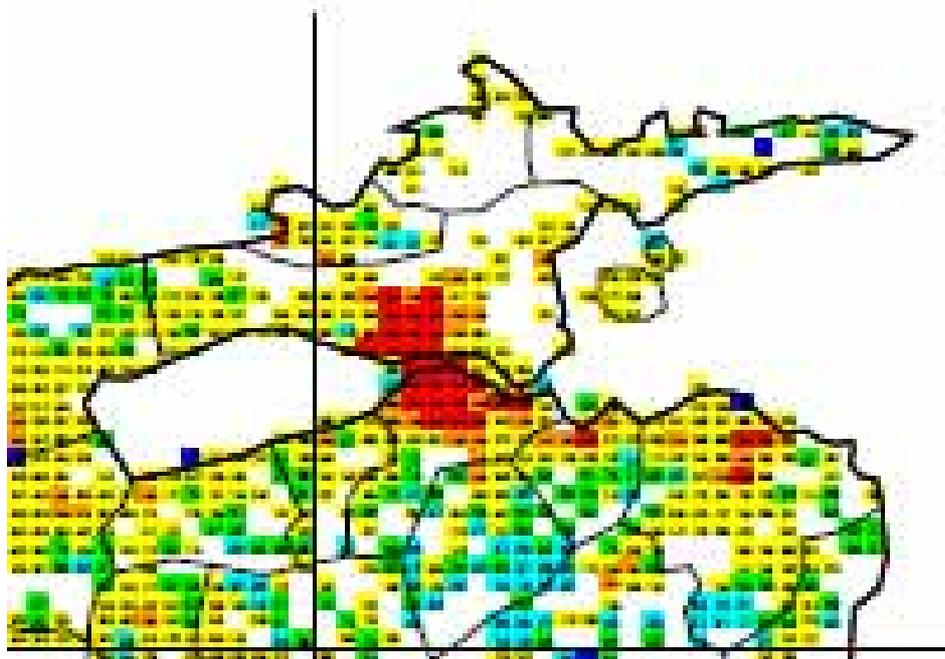
(3) 人口分布

市は、6町1村と合併（平成17年3月31日）し、住民基本台帳（平成18年3月31日現在）による市の人口は193,154人である。

人口分布の状況は下図で明らかなように、宍道湖から中海に至る大橋川両岸に広がる平野部に集中している。

「老年人口」（65歳以上）は、43,849人で、「年少人口」（14歳以下）の27,083人を上回り、その割合は22.7%と高く、特に島根半島及び山間部の地域でその傾向が顕著である。

[メッシュ統計地図（1km）]



* 人口：住民基本台帳（18. 3. 31 現在）
の人口

色別凡例	
	2000～
	1000～1999
	100～ 999
	50～ 99
	10～ 49
	1～ 9

	人口・（人口密度：人／1km ² 当り）
旧松江市	146,965 (664)
鹿島町	7,952 (274)
島根町	4,307 (116)
美保関町	6,521 (118)
八雲町	7,213 (129)
玉湯町	6,209 (169)
宍道町	9,518 (158)
八束町	4,469 (131)

(4) 道路の位置等

市域内の道路網は、国道 100.2 km、県道 227.5 km、市道 2,080.5 km（平成 17 年 4 月 1 日現在）に及び、高規格幹線道路として中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次 IC～松江玉造 IC、山陰自動車道の機能を代替える自動車専用道路として一般国道 9 号松江道路、広域幹線道路として日本海沿いの主要都市を東西に結び隣県の山口県と鳥取県に繋がっている国道 9 号、中国山地を横断し、山陰と山陽を南北に結ぶ国道 54 号、宍道湖・中海北岸を東西に走り隣接する出雲市及び隣県の境港市に繋がる国道 431 号、隣接する安来市と市内の国道 9 号を結ぶ国道 432 号、七類港と市内の国道 9 号を結ぶ国道 485 号の一般国道がある。

島根半島は、国道 431 号、国道 485 号と松江鹿島美保関線、松江七類港線等の県道、並びに各市道が連絡し各漁港及び集落に繋がり、南方の丘陵・山地地域は、国道 9 号と松江木次線、玉湯吾妻山線等の県道、並びに各市道が連絡し各地域に有機的に繋がっている。また、中海に位置する大根島、江島は、八東松江線の堤防道路及び江島大橋で本市の市街地と隣県の境港市に結ばれている。

[道路網概況図]



(5) 鉄道、港湾の位置等

ア 鉄道

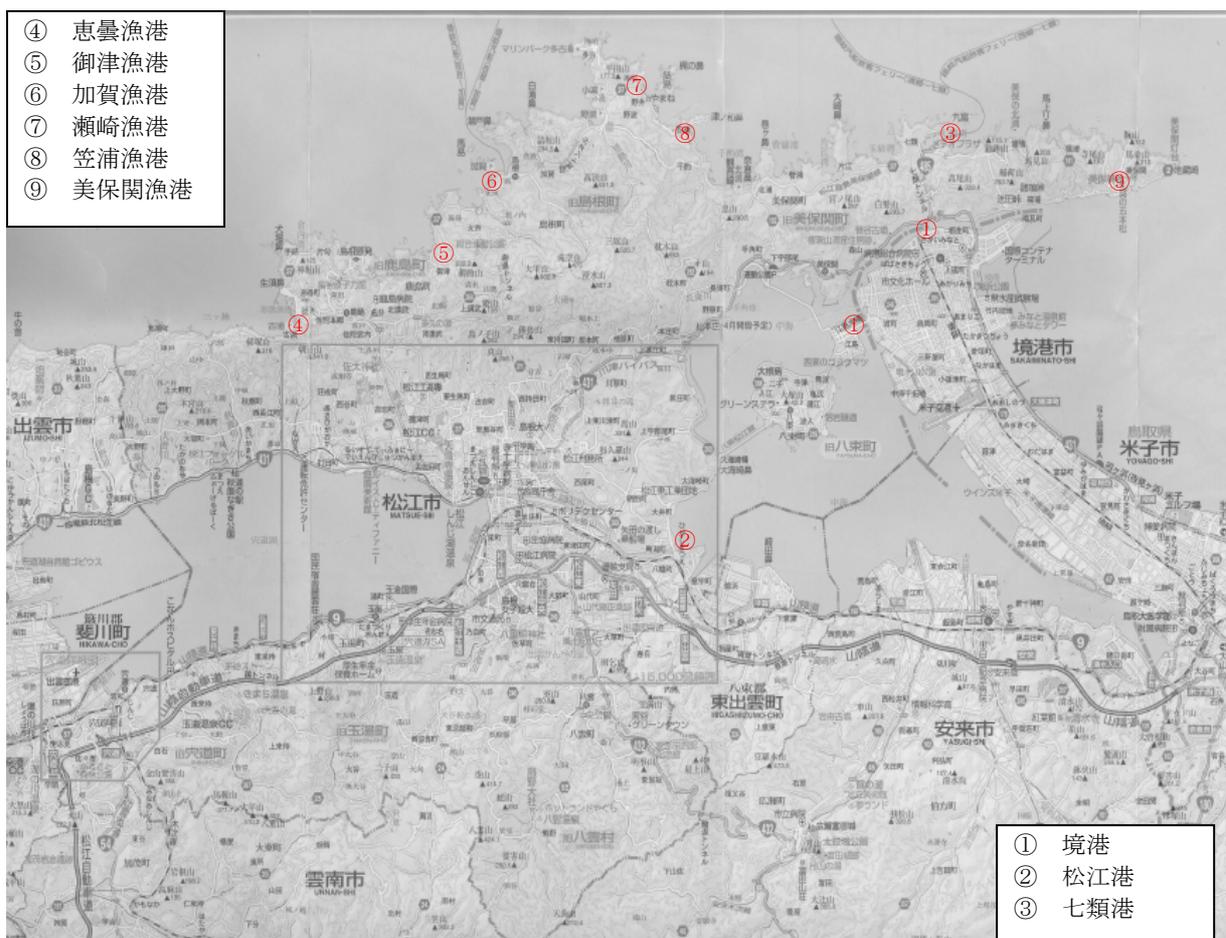
市域内の鉄道路線は、J R山陰本線が東西に走り隣県の鳥取・山口県に連絡し、支線として木次線が宍道町から広島方面に繋がっている。

また、私鉄は、一畑電気鉄道が松江市～出雲市間で運行されている。

イ 港湾、漁港

市域内には、隠岐諸島と本土間を繋ぐ隠岐航路の碇泊港である七類港、第3種漁港に指定されている恵曇港を始めとし27の港湾(市管理の港湾16)、18の漁港(市管理の漁港12)が島根半島、中海等に存在し、海上交通、貨物の輸送交流の拠点、並びに魚貝類の集荷等により、市の産業・経済の発展に大きな役割を果たしている。

[県管理の地方・重要港湾、第2・3種漁港の位置図]



(6) 原子力発電所の位置

市域内には、日本海に面した鹿島町の海岸部に中国電力島根原子力発電所が立地し、1号機（電気出力46万kW）は昭和49年、2号機（電気出力82万kW）は平成元年にそれぞれ営業運転を開始し、さらに同敷地内に、3号機（電気出力137万3千kW、平成23年12月営業運転開始予定）の増設工事が着手されている。

(7) 自衛隊施設等

市域内の自衛隊施設は、美保関町森山に航空自衛隊高尾山分屯基地が所在し、標高328.4mの高尾山にレーダーサイトが位置する。

また、隣接する出雲市には陸上自衛隊出雲駐屯地が、中海に面する境港市には航空自衛隊美保基地が存在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている下記の4類型の事態（政府の基本指針も同様）を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

他国が占領等の目的を持って、我が国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態をいう。主として、爆弾、砲弾等による施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力関連施設、危険物施設等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。一般的に、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

通常、着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、事前の準備が可能と考えられるが、日本海に面する海岸線を有し、原子力発電所が設置されている本市においては、県をはじめとした関係機関等からの情報収集を迅速に行い、侵攻の状況に応じては、武力攻撃予測事態における住民の避難を実施する等、適切な国民保護措置を講ずる必要がある。

広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊を我が国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態をいう。一般的に、事前の識別は困難で、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、隠匿・奇襲的に攻撃が行われ、突発的に被害が生ずることも考えられる。

攻撃は、少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、ダーティボム等が使用された場合や原子力発電所等が攻撃目標となった場合は、二次災害の発生も予想される。

ゲリラや特殊部隊の危機が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、県警察、海上保安庁及び自衛隊等と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、我が国に向け発射し攻撃を行う事態をいう。一部が、松江市に着弾することも想定される。

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

弾頭の種類は、通常弾頭、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

我が国の領土上空に航空機等で侵入し、上空から地上あるいは海上の目標に対して爆弾を投下する等の攻撃を行う事態をいう。弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも想定される。

攻撃目標は航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、市街地やライフラインのインフラ施設が目標となる可能性が考えられる。

通常爆弾による攻撃の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるが、NBC弾頭の場合は被害の範囲、様相及び対応が通常弾頭とは大きく異なる。

攻撃目標や弾頭の種類を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地等を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

生活関連施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。本市の場合は、県等と連携し島根原子力発電所の安全確保に留意する。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている下記の事態例（政府の基本指針も同様）を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (ア) 原子力事業所等の破壊
大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくするほか、汚染された飲食物の摂取による被ばくが考えられる。
 - (イ) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
爆発及び火災の発生による被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
 - (ウ) 危険物積載船への攻撃
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉鎖、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
 - (エ) ダムの破壊
貯水の流失による洪水等下流に及ぼす多大な被害が発生するほか、貯水が無くなることによるライフラインへの影響が考えられる。
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - (ア) 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - (イ) 列車等の爆破
爆破による人的被害が発生する。施設が崩壊した場合には、さらなる人的被害が予想される。

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。長期的には拡散した放射性物質によるガンの発症等後遺症も考えられる。

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

散布された生物剤による感染症の発生等人的被害が考えられる。散布された物質により症状、対応等は異なるが、強い感染力を持つ生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が予想される。

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

散布された化学剤による中毒症状の発生等人的被害が考えられる。散布された物質により症状、対応は異なる。長期的には化学物質による人体への後遺症や土壌等の環境汚染が考えられる。

(エ) 水源地等に対する毒素等の混入

混入された物質による。上記生物剤・化学剤の場合と同様。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

主な被害は施設の破壊等に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。